

休眠預金規定

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づいて、同法で定める預金等の異動として取り扱う事由を当社ウェブサイトに掲示します。

2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 対象預金（休眠預金等活用法上の預金等のうち、当社で取り扱うものをいいます。）について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 対象預金について、当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における対象預金に係る債権の行使が期待できる事由として次項に定めるものについては、当該預金に係る債権の行使が期待できる日として同項において定める日
- ③ 当社が対象預金の預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社が予め預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ 対象預金について、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における対象預金に係る債権の行使が期待できる事由とは、次の各号に掲げる事由をいうものとし、対象預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間（以下、総称して「期間」といいます。）の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの対象預金にあっては、初回満期日）
- ② 自動継続扱いの対象預金について、初回満期日が経過した後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の末日
 - (a) 対象預金に係る異動があったこと
 - (b) 当社が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、対象預金について支払が停止されたこと 当該支払の停止が解除された日

- ④ 対象預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが完了した日
- ⑤ 法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 同一の顧客番号で管理される以下の各預金商品グループの他の預金（野村證券株式会社を銀行代理店として開設又は利用される預金口座に限ります。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等

● 預金商品グループA

- ① 普通預金（バンキングサービス用）
- ② 定期預金（期間型）（バンキングサービス用）
- ③ 定期預金（期日型）
- ④ 通貨オプション付定期預金
- ⑤ 外貨普通預金
- ⑥ 外貨定期預金（期間型）
- ⑦ 外貨定期預金（期日型）

● 預金商品グループB

- ① 普通預金（付利型）
- ② 定期預金（期日型）
- ③ 譲渡性預金
- ④ 通貨オプション付定期預金
- ⑤ 外貨普通預金
- ⑥ 外貨定期預金（期間型）
- ⑦ 外貨定期預金（期日型）

● 預金商品グループC

- ① 普通預金（非付利型）
- ② 定期預金（期日型）
- ③ 譲渡性預金
- ④ 通貨オプション付定期預金
- ⑤ 外貨普通預金
- ⑥ 外貨定期預金（期間型）
- ⑦ 外貨定期預金（期日型）

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 対象預金について、長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づき当該預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替債権を有することとなり

ます。

- (2) 第1項の場合、預金者等は、当社を通じて対象預金に係る休眠預金等代替債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
 - ① 対象預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払いに係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② 対象預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
 - ③ 対象預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ 対象預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当社が対象預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 当社が対象預金について、前項第2号に掲げる事項が生じた場合には、当該支払への請求に応じる目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、休眠預金等活用法の改正その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上